南島原市特定不妊治療費支援事業

南島原市は、長崎県が実施する特定不妊治療費の助成に上乗せして、治療費の一部を助成しています。

《助成を受けることができる方》

法律上の婚姻をしている夫婦で、次の要件のすべてに該当する方

- 1. 夫婦または夫、妻のいずれかが、特定不妊治療開始時に市内に1年以上住所を有し、かつ引き続き申請日現在も住所を有していること。
- 2. 長崎県特定不妊治療費の助成を受けていること。
- 3. 夫婦とも市税を滞納していないこと。

《対象年齢等》

県へ初めて助成を申請する際の治療開始時の妻の年齢により、通算助成回数が異なります。

	対象年齢	初回治療	通算助成回数
平成28年度以降	43歳未満	40歳未満 →	43歳になるまでに通算6回まで
		40歳以上43歳未満 →	43歳になるまでに通算3回まで
		43歳以上 →	対象外

《対象となる治療》

体外受精、顕微授精 ※ただし平成27年4月1日以後に終了した治療から適用する。

《助成金額等》

1回の治療につき15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等については7.5万円)を限度に助成。ただし、いずれの場合も5万円の自己負担あり。

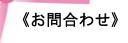
《申請時に必要なもの》

- ① 南島原市特定不妊治療費助成申請書
- ② 長崎県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ③ 長崎県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ④ 納税証明書(市税)
- ⑤ 印鑑、通帳(振込先の口座が分かるもの)

《申請場所》

こども未来課(有家庁舎) 市民サービス課(西有家庁舎)・各支所





南島原市役所 こども未来課 (TEL 0957-73-6652)